

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公表番号】特表2016-509560(P2016-509560A)

【公表日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2016-019

【出願番号】特願2015-556968(P2015-556968)

【国際特許分類】

B 6 5 D 75/30 (2006.01)

B 6 5 D 81/20 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 75/30 B

B 6 5 D 81/20 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水平面上に端縁で安定に支持し得る軽量で剛性の第1の壁であって、その両端に1対の略垂直の側端縁を、それらの間に延在する湾曲した上端縁及び下端縁を有する第1の壁と、

前記第1の壁と係合する周縁部分と、少なくとも1つの食品収容領域を画定する少なくとも1つの内側部分を有する第2の壁と、

前記少なくとも1つの食品収容領域に置かれた少なくとも1つのある量の食品と、を備える直立型のパッケージ化された食品であって、

前記パッケージ化された食品は、前記1対の側端縁間の距離で決まる幅と、前記側端縁の長さで決まる高さを有し、

前記パッケージ化された食品は、その製品を他の同様の製品とネストすることができるよう構成された相補的な正面及び背面を有し、一方が凹面で他方が凸面であり、

前記パッケージ化された食品は、前記下端縁が非線形になるように前記側端縁間で湾曲されるために弓形を成し、

前記下端縁は前記側端縁の間に安定化点を有するとともに、(1)前記下端縁の終端を結ぶ第1の線と(2)前記安定化点との間の距離で決まる深さを有し、

前記パッケージ化された食品は、更に、前記第1の線と前記下端縁の安定化点との間に位置する質量中心を有するため、前記パッケージ化された食品が水平面上に端縁で直立するとき、前記第1の線に垂直の平面内で前記第1の線から前記質量中心へ伸びる第2の線は水平に対して角度 α を成し、前記第1の線に垂直の平面内で前記安定化点から前記質量中心へ伸びる第3の線は水平に対して角度 β を成し、角度 α 及び β の各々は90度より小さい、

ことを特徴とするパッケージ化された食品。

【請求項2】

前記下端縁は円弧をなし、その円弧はその両端における1対の接線が約40°～100°の角度 θ で交差する、ことを特徴とする請求項1記載のパッケージ化された食品。

【請求項3】

前記パッケージは、約4インチ～約7インチの高さ、約0.6インチ～約2.3インチの深さ及び約6インチ～約12インチの幅を有する、ことを特徴とする請求項2記載のパッケージ化された食品。

【請求項4】

前記幅は前記高さより大きく、前記パッケージ化された食品は約2:1～20:1の幅対深さ比を有する、ことを特徴とする請求項3記載のパッケージ化された食品。

【請求項5】

前記パッケージ化された食品は更に、その第1の壁を消費者に向けて展示することができるよう、小売展示セッティングにおいて消費者への提示に適した前記第1の壁及び前記第2の壁の一方又は両方にグラフィックスを備える、ことを特徴とする請求項1記載のパッケージ化された食品。

【請求項6】

前記パッケージ化された食品は更に、その第2の壁を消費者に向けて展示することができるよう、小売展示セッティングにおいて消費者への提示に適した前記第1の壁及び前記第2の壁の一方又は両方にグラフィックスを備える、ことを特徴とする請求項1記載のパッケージ化された食品。

【請求項7】

前記パッケージ化された食品は約4:2.3～約7:0.6の高さ対深さ比を有する、ことを特徴とする請求項4記載のパッケージ化された食品。

【請求項8】

前記少なくとも1つの内部領域は2つの個別の内部領域を備える、ことを特徴とする請求項7記載のパッケージ化された食品。

【請求項9】

前記第1の壁及び前記第2の壁はそれらを通して前記食品を略完全に見る、ことを可能にし、前記パッケージ化された食品はパッケージ化材料の2つの層のみを含み、前記第2の壁は約12ミル以下、即ち約0.012インチ以下の厚さを有し、前記第1の壁は約40ミル、即ち0.040インチ以下の厚さを有する、ことを特徴とする請求項8記載のパッケージ化された食品。

【請求項10】

前記食品は、シングルスライスのデリミート食品を含み、前記可撓性フィルムは前記食品の形に順応し、前記食品は前記パッケージ内に真空密封され、前記パッケージ化された食品は約1インチ以下の厚さを有する、ことを特徴とする請求項9記載のパッケージ化された食品。

【請求項11】

水平面上に端縁で安定に支持し得る軽量で剛性の壁であって、両端に1対の側端縁を有するとともにそれらの間に延在する上端縁及び下端縁を有する壁と、

前記剛性の壁の上に置かれ、この壁で支持される食品と、

前記剛性壁と協働して前記食品の全体を覆って真空密封され、前記食品の周囲にハーメックシールを形成する可撓性フィルムと、

を備える直立型のパッケージ化された食品であって、

前記パッケージ化された食品は、その製品を他の同様の製品とネスト及びスタックすることができるよう構成された凹面状の第1の表面と凸面状の第2の表面を有し、

前記パッケージ化された食品は、前記下端縁が非線形になるように前記側端縁間で湾曲されるために弓形を成し、前記下端縁は前記側端縁の間に安定化点を有するとともに、(1)前記下端縁の終端を結ぶ第1の線と(2)前記安定化点との間の距離で決まる深さを有し、

前記パッケージ化された食品は、更に、前記第1の線と前記安定化点との間に位置する質量中心を有するため、前記製品が水平面上に端縁で立つとき、前記第1の線に垂直の平面内で前記第1の線から前記質量中心へ伸びる第2の線は水平に対して角度 θ を成し、前記第1の線に垂直の平面内で前記安定化点から前記質量中心へ伸びる第3の線は水平に対

して角度 を成し、角度 及び の各々は90度より小さい、ことを特徴とするパッケージ化された食品。

【請求項12】

前記下端縁は一連の直列に接続された線分を備える、ことを特徴とする請求項11記載のパッケージ化された食品。

【請求項13】

前記パッケージ化された食品は連続的に湾曲され、その下端縁は円弧をなし、その円弧はその両端における1対の接線が約40°～100°の角度 で交差し、前記剛性壁は円筒の一部分として形成され、前記可撓性フィルムは前記食品の形に一致するように形づけられる、ことを特徴とする請求項11記載のパッケージ化された食品。

【請求項14】

前記パッケージ化された食品は約1インチ以下の最大厚さを有する、ことを特徴とする請求項11記載のパッケージ化された食品。

【請求項15】

両端に1対の略垂直の側端縁を、それらの間に上端縁及び下端縁を有する軽量の第1の壁と、

前記第1の壁と係合し、前記第1の壁との間に少なくとも1つの食品収容領域を画定する第2の壁と、

前記少なくとも1つの食品収容領域内に置かれた少なくとも1つのある量の食品と、を備える直立型のパッケージ化された食品であって、

前記パッケージ化された食品は、前記1対の側端縁の間の距離で決まる幅と、前記側端縁の長さで決まる高さを有すること、

前記パッケージ化された食品は、前記下端縁が非線形になるように前記側端縁間で湾曲するために弓形を成し、前記下端縁は前記側端縁の間に安定化点を有するとともに、(1)前記下端縁の終端を結ぶ第1の線と(2)前記安定化点との間の距離で決まる深さを有し、

前記パッケージ化された食品は、更に、前記第1の線と前記下端縁の安定化点との間に位置する質量中心を有するため、前記パッケージ化された食品が水平面の上に端縁で直立するとき、前記第1の線に垂直の平面内で前記第1の線から前記質量中心へ伸びる第2の線は水平に対して角度 を成し、前記第1の線に垂直の平面内で前記安定化点から前記質量中心へ伸びる第3の線は水平に対して角度 を成し、角度 及び の各々は90度より小さい、

ことを特徴とするパッケージ化された食品。

【請求項16】

略水平の上壁及び底壁を更に備え、前記パッケージ化された食品は他の同様のパッケージ化された食品と、1つのパッケージ化された食品の底壁を別のパッケージ化された食品の上壁の上に置くことによって、スタッツクすることができる、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項17】

前記幅は前記高さより大きい、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項18】

前記下端縁は円弧を成し、その円弧はその両端における1対の接線が約40°～100°の角度 で交差する、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項19】

前記下端縁は一連の直列に接続された線分を備える、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項20】

前記第1の壁は略凹面状の前面と略凸面状の背面を有する、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 1】

前記第1の壁は略凸面状の前面と略凹面状の背面を有する、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 2】

前記第1の壁は薄い可撓性材料で作られ、最上部から最下部まで略垂直であり、前記第2の壁は剛性材料で作られ、前記第2の壁は略垂直の上部及び下部、及びそれらの間に形成された食品収容領域を画定する1以上の空洞を有する、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 3】

前記第2の壁は薄い可撓性材料で作られ、最上部から最下部まで略垂直であり、前記第1の壁は剛性材料で作られ、前記第1の壁は略垂直の上部及び下部、及びそれらの間に形成された1以上の空洞を有し、前記1以上の空洞は食品収容領域を画定するとともに、前記パッケージ化された食品を代替姿勢で支持し得る表面も画定する、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 4】

前記第2の壁と前記第1の壁はホットメルト又はグルーの塗布で互いに接合される、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 5】

前記第1の壁と前記第2の壁の間の前記食品収容領域はガス置換される、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 6】

前記少なくとも1つの食品収容領域内に配置される前記少なくとも1つのある量の食品は別の袋に真空包装された食品である、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 7】

前記少なくとも1つの食品収容領域は互いに分離し得る複数の製品収容領域を備える、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 8】

前記食品収容領域の間に孔が設けられている、ことを特徴とする請求項27記載のパッケージ化された食品。

【請求項 2 9】

1以上の周縁に沿って刻印メッセージを更に備える、ことを特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。

【請求項 3 0】

ペグへの吊り下げを容易にする手段を更に備える、を特徴とする請求項15記載のパッケージ化された食品。